

航空機整備科	航空法（昭和27年法律第231号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
測量科	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技能士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電気通信科	電波法による第一級無線通信士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
臨床検査科	医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
事務科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
和裁科	商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	実技試験の全部
上記以外の範囲にあつては、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に掲げる試験の免除を受けることができる者		職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に掲げる免除の範囲

## 5 試験受験の範囲

(1) 前各項の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 6 試験の日時及び場所

平成15年9月5日（金）午前10時30分から

熊本県庁（本館401会議室）

## 7 受験手続

## (1) 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前6か月以内に撮影した上半身の写真で、横30ミリ、縦40ミリ、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証明する書類

## (2) 申請書類の受付期間及び提出先

平成15年7月22日から8月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後6時まで）

熊本県商工観光労働部職業能力開発課

## (3) 受験手数料

受験手数料（学科試験手数料）は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は返還しない。

## (4) 受験票

受験申請書を受け付けたときは、申請書あてに後日、受験票を送付する。

## 8 合格発表

平成15年9月26日に合格者受験番号を熊本県公報で公示するとともに、合格証書の送付により本人あて通知する。

## 9 その他

(1) 受験申請書等は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課において交付する。

なお、受験申請書等の交付を郵送により希望する場合は、郵便番号、住所、氏名